

(『不屈 治安維持法同盟神奈川県本湘北支部版』2016年4月号原稿)

映画「顔のないヒトラーたち」を観ました

下山房雄 (海老名市国分やまに平在住)

2014年制作(昨秋日本公開)のドイツ映画『顔のないヒトラーたち』(原題:沈黙の迷路の中で 監督はイタリア人のジュリオ・リッチャレツリ)は、観たいと思って見損なっていた映画だ。しかしこの2月に「アミューあつぎ映画.com シネマ(2年ほど前に元パルコ跡にできたアミューあつぎ9階にある小映画館)」で上映されたのを機会に観ることができた。

日本の治安維持法犠牲者が未だ国家から名誉回復・謝罪・賠償を受けるに至っていないどころか、戦前日本を美しい国と想い、戦後レジーム(日本国憲法体制)を克服すべきだと考えている男女たち=靖国派が政権を掌握している今日の日本のありさまは、ナチス関係者を自国司法当局がいまなお裁き続けているドイツとはまことに対照的だ。

戦勝の連合国による裁判は、ナチス・ドイツ指導者に対するニュルンベルク裁判(1945年11月—46年10月 12名死刑)、日本軍国主義指導者に対する東京裁判(46年5月—48年11月 7名死刑)などとして行われた。この展開は日独ほぼ同様である。

しかしドイツの場合、まず1950年代は、ヒトラーと同じ思想に熱狂した1千万のナチス党員たちが過去の戦争犯罪に「沈黙と嘘」の姿勢をとり続け、普通の市民生活を送っていた。そこに最初にメスを入れたのが、アウシュビッツの親衛隊員8千人の記録を調査し、うち20人起訴にこぎつけ、17人に殺人幫助などで有罪判決を下したアウシュビッツ裁判(1963-65)であった。以降、今日に至るまでドイツ司法当局は10万人余を捜査し、約7千人に有罪判決を下す戦犯追及を行っている。日本では自国司法当局による戦犯追及は全く行われずだ。

さてこの映画『顔のないヒトラーたち』は、1958年のフランクフルトの路上で、元アウシュビッツ収容者のユダヤ人がタバコの火を借りる—その相手が元親衛隊員の学校教師であったという衝撃場面が始まり、正義感に燃える若手検事が「沈黙の迷路の中で」「顔のないヒトラーたち」と闘いながら裁判開始にまでこぎつける紆余曲折が描かれる。もう映画館上映は終わっているが、ビデオ屋で借りて観ることを同盟員皆さんにお勧めしたい。

ドイツでも、モヒカン刈りのネオナチなど極右の運動があるが、日本のように極右勢力が政権に就くということはない。この日独の違いは、ドイツが隣国フランスとヨーロッパの中軸同盟国同士の関係を確立するために、ナチズム克服が必要不可欠であったのに、日本は冷戦体制下のアメリカに従属し、隣国中ソとの敵対的緊張関係を維持するうえで、旧日本軍国主義勢力が温存利用されたという地政学的関係がある。また1968年の学生運動の劇的昂揚が政治危機状況を生むことでは共通の日独でありながら、ドイツでは映画『日独裁判官物語』(片桐直樹監督 1999年制作)に描かれているように、その危機が司法の民主化という形に結果したのに対して、日本では青年法律家協会弾圧など「司法の反動化」で収束したとの違いも無視できない。

なお日本極右勢力の運動の一つ「新しい歴史教科書をつくる会」「日本教育再生会議」の要人として活躍してきた歴史学者=伊藤隆の近著『中公新書 歴史と私』では、戦前日本は強制収容所が無くナチズムとは違うとの叙述がある。伊藤が天皇制ファシズムの存在を否定する論拠の一つなのだろう。自民党靖国派が、戦前日本はナチスとは違うとの主張をする際の論拠でもあろう。しかし、細菌戦731部隊の残虐、南京虐殺、治安維持法検挙7万人などの史実は、ドイツ・ナチズムと日本軍国主義の共通性こそが事の本質だと改めて考える。///